

薬局製造販売医薬品 製造販売業 許可更新申請書

許可番号及び年月日	指令出保第135号 平成27年10月1日			
主たる機能を有する事務所の名称	県庁薬局 出雲店			
主たる機能を有する事務所の所在地	出雲市塩冶町223-1 県庁ビル3階			
許可の種類	薬局製造販売医薬品製造販売業許可			
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	薬事太郎 島根 許可証どおり記載すること。			
総括製造販売責任者(総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあつては、その者を含む。)	氏名	島根 太郎	資格	
	住所	第12345号 平成25年5月30日		
大田市長久町長久ハ7-1				
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)の欠格条項	(1) 法第75条第1項第1号に該当する者(薬剤師免許証に旧姓が併記されている場合については、免許証の記載のとおり旧姓を併記した氏名を記載すること。)	既に取り消されたり許可を取り消された取消しの場合は、免許証の記載のとおり旧姓を併記した氏名を記載すること。	全員なし	
	(2) 法第75条第1項第2号に該当する者(拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者)	該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	取消	全員なし
	(3) 法、麻薬及ぶその他の薬事に関する違反行為に該当する者(法第75条第1項第3号に該当する者は除く)	該当しなければ「なし」と記載すること。ただし、役員が複数いる法人による申請にあっては、「全員なし」と記載すること。該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	該法その他薬事に関する行為に該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	全員なし
	(4) 麻薬、大麻及び精神の機能に作用する物に該当する者(法第75条第1項第4号に該当する者は除く)	該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	該法その他薬事に関する行為に該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	全員なし
	(5) 麻薬、大麻及び精神の機能に作用する物に該当する者(法第75条第1項第5号に該当する者は除く)	該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	該法その他薬事に関する行為に該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	全員なし
	(6) 精神の機能に作用する物に該当する者(法第75条第1項第6号に該当する者は除く)	該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	該法その他薬事に関する行為に該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	全員なし
	(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	該法その他薬事に関する行為に該当する場合は、申請書裏面の注意書きを参考すること。(6)に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出すること。	全員なし
備考	薬局の開設許可番号及び許可年月日 指令出保第123号 平成30年9月1日			

上記により、 薬局製造販売医薬品 の製造販売業の許可の更新を申請します。

令和3年 9月 1日

提出年月日を記載すること。

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区霞が関1-2-2  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 県庁株式会社  
代表取締役 薬事 太郎

島根県知事 殿